

駐在所被災度区分判定調査業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 駐在所被災度区分判定調査業務委託
2. 調査業務内容 駐在所の被災度区分判定調査
3. 調査施設 詳細は別紙のとおり
4. 履行期限 令和8年8月31日
5. 目的 本業務は、能登半島地震により被災した駐在所の被災状況を確認し、継続使用を検討するにあたって必要となる復旧工事を行うための調査を行うものとする。
6. 技術基準「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2015年改訂版)
7. 調査方法
 - (1) 現地調査
上記基準に示された調査を実施する。特に上部構造中の見え隠れする構造部材の損傷の有無を、天井・床下点検口などから確認するものとする。その状況を写真で記録するとともに、損傷が確認された場合は、その原因が地震または劣化のどちらによるものか判定し、写真・報告書にそのコメントを加える。
また、代表的な壁・床における傾斜の測定結果・写真をまとめるものとする。
 - (2) 方法
基準に示された各項目について調査を行う。ただし、屋根や内外装等の復旧を一部終えている調査対象があるため以下のように対応する。
 - ・復旧が未済の駐在所 被災度区分を経験最大層間変形角から求める方法
 - ・復旧が一部完了済みの駐在所 被災度区分を損傷率・損傷状況から求める方法
(施設の復旧状況については別紙を参照すること)判定結果については(一社)石川県建築士事務所協会内で構造技術者の検証を受けるものとする。
復旧が必要とされた場合、基準に基づく復旧方法及び概算工事費を提示する。
 - (3) 発注者から受注者へ貸与する資料は下記のとおりである。
設計図(または竣工図)ほか、工事写真、CADデータ(施設ごとの貸与資料の有無は別紙のとおり)
 - (4) 報告書
以下のものを2部、遅延なく提出すること。
 - ・被災度区分判定調査表
 - ・現地調査結果のまとめ(被災箇所図、写真、考察など)
 - ・復旧方法及び概算工事費(意匠、構造)
 - ・上記報告書を収めたデータディスク(CD-R等)
8. 手続書類の提出
 - 1) 受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 着手届	(別記様式4号)	1部
イ 業務工程表	(別記様式5号)	1部
ウ 主任設計者届	(別記様式6号)	1部
 - 2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

ア	業務完了報告書	(別記様式7号)	1部
イ	業務引渡書	(別記様式8号)	1部
ウ	請求書	(別記様式9号)	1部

建築設計業務等電子納品特記仕様書

- 1 本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称	摘 要
建築工事設計図書作成基準	令和2年改定
建築設備工事設計図書作成基準	令和6年改定
建築設計業務等電子納品要領	令和3年改定
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	令和4年改定

基準・要領類のダウンロード：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- 2 実施内容は以下のとおりとする。
- 1) 次に示す書類を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで1部納品する。
 - ① 報告書等
 - ② 図面
 - 2) 紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。
 - 3) 各種電子納品要領等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は発注者の担当職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
- 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html
 - 2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物がウイルスに感染していないことを確認すること。

